（八十六）～（九十三）			
（略）			
	定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準が適用される建築物	国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第二号の規定に適合していること	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第二号の規定が適用される建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第三号の規定に適合していること	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第三号の規定が適用される建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第三号の規定に適合することの確認に必要な図書

（八十六）～（九十三）	
（略）	